

1 生徒間暴力・対人暴力

初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応する。
- ② 負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事(担当者)へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

対応の手順

暴力の制止

複数の教職員で対応

- ・ 児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
- ・ 周りの児童生徒を遠ざける。
- ・ 「やめなさい」等の単純で明確な指示をする。(立ち位置は手の届かない範囲で、児童生徒のななめの位置)
- ・ 必要ならば、身体を取り押さえるなどして、自己や他者を守るための正当防衛として行為を行う。
- ・ 落ち着いたならば、当該児童生徒達をそれぞれ別の場所に移動させる。

負傷者への対応

安全確認

- ・ 周りにいた児童生徒や教職員も含めて負傷者がいないか確認する。

安全確保

- ・ 負傷者がいた場合は、救助と安全確保をする。
- ・ 養護教諭による応急処置をする。
- ・ 管理職や生徒指導主事(担当者)及び養護教諭等で負傷の程度を判断し、場合によっては、救急車を要請する。

連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・ 管理職と生徒指導主事(担当者)への報告(5W1H、事実のみを正確に)
- ・ 情報の一元化
- ・ 教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
- ・ 警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)
- ・ 関係学校への連絡(他の学校の児童生徒も関わっている場合)

※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。

事実確認

事実関係の確認

- ・ 一人ずつ別室で行う。
- ・ 事件の状況、原因(背景にいじめによるものがないか等)、動機、関係した児童生徒等を聴取する。(いじめが考えられる場合は、平成21年3月「事例から学ぶいじめ対応集」奈良県教育委員会編を参照)

留意事項

- ・ 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、児童生徒を一人きりにしない。
- ・ 内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・ 他の学校の児童生徒も関わっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。
- ・ 複数の教職員で行う。
- ・ 児童生徒の思いをしっかりと受け止める。

被害児童生徒

- ・ 安全は必ず守ることを伝える。

加害児童生徒

- ・ 逐一指導するのではなく、事実をつかむために聴取する。

周囲の児童生徒

- ・ 周囲にいた児童生徒全てを対象に一人ずつ聴取する。

対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・ 情報を集約
- ・ 被害児童生徒や保護者への対応、支援
- ・ 加害児童生徒や保護者への指導、支援
- ・ 他の児童生徒への指導
- ・ 出席停止を検討

緊急職員会議

- ・ 事実の周知と共通理解
- ・ 指導方法決定
- ・ 指導や支援の役割分担
- ・ 出席停止を検討



児童生徒・保護者への対応

被害児童生徒

家庭訪問

- ・家庭訪問を実施し、病院等への見舞いや共感的理解に基づく指導と援助をする。(仕返しの無意味さ、人間関係の回復)

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

被害児童生徒の保護者

概要説明

- ・児童生徒が保護者に話す前に電話による概要説明をする。(事実のみを正確に)

家庭訪問

- ・複数の教職員で家庭訪問を実施し、指導方針を具体的に説明する。
- ・要望や意見を聞き、警察への被害届の提出についての意思確認を行う。
- ・被害児童生徒に対する学校での今後の支援について説明する。

加害児童生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・被害児童生徒への謝罪について話し合う。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・学級担任を中心として学年主任や生徒指導主事(担当者)等複数でかかわる。
- ・いじめや暴力行為は「命にかかわる重大なこと」であることを気付かせ、毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・児童生徒の気持ちを受容する。

加害児童生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について管理職から説明を行い、今後の対応策を協議する。(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・被害者への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

再発防止に向けた取組

- 寛容の名のもとに曖昧な指導をしない。(ゼロトレランス)
- 指導基準の明確化
- 指導基準の児童生徒と保護者への事前周知
- 毅然とした粘り強い指導
- 二次的な暴力行為を防止するため、交友関係や人間関係等にも十分配慮する。
- 規範意識を育む指導の充実を図る。
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践に努める。
- 一人一人の児童生徒とのふれあいや悩み相談の時間を確保する。
- 児童生徒の動向を把握する。
- 児童生徒の集まる場所や出入りする場所等の把握
- 近隣の学校間で、情報交換と行動連携
- 教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会を実施する。
- 日常的に保護者との連携の強化をする。
- 所轄警察署と協働した非行防止教室を開催する。
- 連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)
- 校区内の公共機関や交通機関及び店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
- 警察や子ども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。